

辻泰弘 国会ニュース

2002年2月15日 NO. 9

国民生活・経済調査会で国会質問第6弾 失業多発!! セーフティネットの整備を急げ!



私、辻泰弘は、2月13日、参議院 国民生活・経済に関する調査会で国会6度目の質問を行いました。

今回は、1月25日閣議決定された「構造改革と経済財政の中期展望」がテーマでした。

失業率が5.6%と最悪の記録を更新し続ける、極めて厳しい雇用情勢にもかかわらず、労働・教育・医療など、国民生活の基盤におけるセーフティネットの整備が、全て後回しになっています。

政府は、「構造改革が目指すのは人を重視する国である」と高らかに宣言しながらも国民に一方的な負担を押しつけるばかりで、改革に伴う痛みを和らげるための対応が極めて遅く、不十分。「人を重視する」などとは到底言えるものではありません。

私、辻泰弘は、国民生活・雇用の安定のため、持てるエネルギーの全てを尽くしたいとの思いを込めて、厚生労働省、法務省、文部科学省に対し、セーフティネットの整備を強く求めました。

しかし、政府の答弁は、いずれも国民生活の実態に対する深い理解に乏しく、全く人ごとのように見ているとしか思えないような「もの悲しい」答弁ばかりでした。

やはり、本格的な政権交代がなければ、真に庶民のための政治・政策の実現に繋がらないことを痛感します。以下、その概要をご報告します。

◆失業保険の給付日数の延長を!

辻泰弘 雇用の確保は国民にとって、最も大切な生活インフラであり、重要なセーフティネット。12月の失業率は5.6%と過去最悪。雇用情勢は極めて厳しい。

このような非常事態に対処すべく、非自発的失業者を重点とした失業給付の90日延長のための全国延長給付の要件緩和をはかるべきだ。

澤田 厚生労働省職業安定局長

雇用保険の全国延長給付については、現在、その発動基準に達していない。

要件を緩和して全国一律に給付を延長すると、失業者の滞留を招くおそれがある。要件の緩和は考えていない。

◆新たな雇用対策基本計画の策定を!

辻泰弘 新たな経済計画が閣議決定された。雇用対策法は、政府の経済全般に関する計画と調和する雇用対策基本計画を策定すべきことを定めている。

現行の雇用計画は、失業率の見通しやワークシェアリングの位置づけなど、既に状況に合わなくなっている。

新たな労働情勢に即した雇用対策基本計画を策定すべきだ。

澤田 厚生労働省職業安定局長

現在、雇用対策基本計画の基本方向に従い、厳しい雇用情勢に対応するための政策を推進している。現行の雇用計画を改定する必要があるとは考えていない。

辻泰弘 経済社会の変化が急激な今日、10年間にもわたる雇用計画をそのままに放置することは、毎年見直しを行う今回の経済計画の精神に合致しない。今後の対応を求めたい。

◆労働債権を優先する法制を！

辻泰弘 現行法では、労働者の未払い給与（労働債権）の優先順位が、未納の税金（租税債権）より低くなっている。

そのため、会社が破産した時、税金・社会保険料が優先的に納められ、労働者が当然受け取る権利を持つ未払い給与を受け取れないケースが多い。

このような極めて冷たい法制は、早急に改めるべきだ。

房村 法務省民事局長

破産法などの倒産法制については、現在、法務省で見直しを進めている。

労働債権の順位の引き上げも、重要な論点の一つだ。さらに検討を深めたい。

辻泰弘 審議会での検討は一年がかりで、実際に法律が改正されるのは、来年の通常国会だ。一年半ほど遅れている。

大いに促進して、早急に結論を出し、対処するよう求める。

◆高校生の奨学金制度の充実を！

辻泰弘 親の失職などの経済的理由で子供たちが学校を退学したり、進学を断念するケースが増えている。

教育を受ける意欲と能力のある人が、確実に受けられるようにすべきだ。

特に、高校生は有利子の育英奨学金の対象ではなく、都道府県の制度も不十分。

高校生を有利子の奨学金の対象に加えるとともに、いつでも申請できる随時採用の制度とすべきだ。

池坊 文部科学大臣政務官

有利子の奨学金は高校生にはないが、様々な施策があり、高校生が安心して学べるシステムになっている。

有利子は様々な問題があるので、検討を十分しなければならない問題だ。

◆失業者の保険料の減免を！

辻泰弘 会社などに勤めていた人が、失業した場合、現行制度では国保に入らなければならないが、国保の保険料は前年度所得が賦課の対象となっているため、大変重い負担となる。

失業の場合の保険料負担は、セーフティネットの観点から、何らかの配慮がなされてしかるべきだ。

国保法 77 条は保険料の減免、徴収猶予の規定を定めているが、実情はどうか。

大塚 厚生労働省保険局長

所得の水準が下がり、保険料負担に堪えがたい場合などについての減免条例を設けている市町村は全体の 94%。

ほとんどの市町村で設けられ、現実の運用が行われている。

減免の対象は 95 万世帯。減免額は全国で 250 億円程度となっている。

ご意見・ご要望等ございましたら、下記までお気軽にご連絡ください。

<兵庫県事務所> ☎650-0004

兵庫県神戸市中央区中山手通4-17-2 セントラルビル3F TEL078-230-8824 / FAX078-230-8825

<東京事務所> ☎100-8962

東京都千代田区永田町2-1-1 参議院議員会館402号室 TEL03-3508-8402 / FAX 03-5512-2402